

夏休みを安全に楽しく過ごす

交通事故に注意しましょう

生活・交通安全担当／8階
☎(3228)55000 FAX(3228)55008

プールや公園などへ出かける機会が多くなる夏休みは、子どもたちの交通事故が増える季節です。区内では、7月～8月に、中学生以下のお子さんの交通事故が発生しています。

「道路に飛び出さない」「信号を守る」などの交通ルールを守って、事故のない楽しい夏休みを過ごしましょう。

公園利用のルールを守りましょう

公園維持・管理担当／8階
☎(3228)55000 FAX(3228)55007

公園内では禁止です

- × 打ち上げ花火や大声で騒ぐなどの迷惑行為
近隣の方へ大変な迷惑となります。
- × サッカーや野球、ゴルフなどの球技
周りの人や近隣住宅に危険を及ぼす恐れがあります。

犬を連れて利用可能な公園

- 江古田の森公園の一部(江古田3-14)
- 白鷺せせらぎ公園の園路(白鷺1-4)
- 平和の森公園の一部(新井3-37)
- 中野四季の森公園の園路(中野4-13)
- 桃園川緑道(中央1-12先(杉並境)～中野3-11先(新宿境))
- 本五ふれあい公園の園路(本町5-28)
- 南台いちよう公園の園路(南台1-15)

▲ルールを守って、公園を楽しく利用しましょう

犯罪から身を守りましょう

生活・交通安全担当／8階
☎(3228)55000 FAX(3228)55008

夏休みは、子どもたちが事件や犯罪に巻き込まれやすい時期です。被害に遭わないよう、日頃から子どもたちの安全について家庭で話し合いましょ。

確認しよう「子ども110番の家」

怖いと思ったら、大きな声で叫んで周りの人に助けを求め、近くの交番や「子ども110番の家」というステッカーが貼ってある家(店)に走って逃げ込むようにしましょう。

また、親子で一緒に地域を歩いて、「子ども110番の家」や緊急時に駆け込める安全な場所を確認しておきましょう。

覚えよう「いかにのおまじ」

不審者に遭った時の対処方法として覚え、いざという時には実践しましょう。

知らない人には声を掛けられてもついていかない

家の人以外の車にのらない

怖いと思ったら、おきな声を出す
たすけて～!

すぐ全力で走って逃げる

何かあったら、家の人に知らせる

「子ども110番の家」のステッカーの一例。いざという時に子どもたちが逃げ込めるように協力をお願いしている場所の目印です

HPはホームページ 区HPから、Eメールは電子申請が、PDFは申請書などのダウンロードが可 HPは、区HPで詳しい内容をご覧になれます

区からのお知らせ

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針中間のまとめ」への意見を募集します

交通政策担当／9階
☎(3228)55000 FAX(3228)55008

東京都と中野区などの都内の自治体は、優先整備路線を除く未着手の都市計画道路の在り方について、協働で調査・検討を進めています。

このたび、次の資料をまとめたので、みなさんの意見をお寄せください。

公表資料 「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針中間のまとめ」

公表場所 東京都 <http://www.toshisei.metro.tokyo.jp/>、中野区役所9階交通政策担当、都民情報ルーム(東京都庁)などで

意見提出の方法 8月10日消

印有効までに、意見書(書式自由。都内在住の方は住所の区市町村名、それ以外の方は道府県名を記入を電子メール 50000179@section.metro.tokyo.jp か、ファクシミリ [03-3228-1354](tel:03-3228-1354)、郵送または直接、東京都都市整備局都市基盤部街路計画課 / 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1へ

「特定個人情報保護評価書の一部変更」に関するパブリックコメント手続き

「特定個人情報保護評価書」とは、マイナンバーの利用において、情報漏れのリスク(危険性)の分析などを十分に行い、その防止対策が取られていることを区が宣言したものです。

このたび、「J」の評価書の一部を変更するので、みなさんの意見を募集します。

公表資料

①「住民基本台帳に関する事務 特定個人情報保護評価書(一部変更・素案)」

②「地方税に関する事務 特定個人情報保護評価書(一部変更・素案)」

公表場所 区民活動センター、区役所4階区政資料センター

☆その他、各担当窓口でも資料を公表

資料公表・意見募集の期間 7月20日～8月19日(必着)

意見を提出できる方 区内在住・在勤・在学の方、区内に事務所や事業所のある個人・法人またはその他の団体、案件に直接利害関係のある方

意見提出の方法 意見書(書式自由。住所、氏名とふりがな、区内在勤・在学の方は勤務先・通学先の名称と所在地、利害関係を有する方はその理由も記入を電子メール、ファクシミリ、郵送または直接、次の各担当へ

提出先・担当

① 戸籍住民管理運営担当 / 1階(☎ [03-3228-0810](tel:03-3228-0810) / city.tokyo-nakanog.jp)

② 税務管理担当 / 3階(☎ [03-3228-0816](tel:03-3228-0816) / zeimu@city.tokyo-nakano.jp)

便利なマイナンバーカードの取得を

マイナンバーカードは、金融機関での口座開設、パスポートの新規発給、携帯電話の契約など、さまざまな場面での身分証明書として利用できます。ぜひ、取得を。



コンビニエンスストア(コンビニ)で証明書を受け取れます

証明担当 / 1階 ☎(3228)55006 FAX(3228)5653

マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書を発行したものを)を利用して、住民票の写しと印鑑証明書をコンビニで取得できます。1通当たり200円と、区役所窓口での発行よりも100円安く取得でき、時間も5分程度で済みます。

利用場所	利用時間
全国のセブン-イレブン、ローソン、サークルKサンクス、ファミリーマート等の各店舗に設置されたマルチコピー機	午前6時半～午後11時(年末年始・メンテナンス時を除く) ☆区役所1階ローソンのマルチコピー機でも、平日、区役所の業務時間内に利用可

住民基本台帳カード(住基カード)を使ってコンビニ交付や電子証明を利用している方へ

個人番号通知・カード交付担当 / 1階
☎(3228)5425 FAX(3228)5653

お持ちの住基カードの有効期限日または平成31年3月31日のいずれか先に到達する日でコンビニ交付が終了します。また、住基カードの電子証明書は更新できません。

コンビニ交付や電子証明を利用する方は、マイナンバーカードへの切り替えをお願いします。

マイナンバーカードは、申請からお渡しまでに日数がかかります。利用予定の方は、早めに申請してください。

☆住基カードをお持ちの方に、順次、マイナンバーカードへの切り替えを勧めるハガキを郵送しています。届いた方は、内容を確認の上、切り替えのご検討を